

○ 農業災害補償法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条の二 法第八十五条第十項において準用する同条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、家畜共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家畜共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められることとする。</p> <p>第二条の二の二 法第八十五条の二第一項の政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 当該農業共済組合の事務の執行につき相当期間にわたり適正を欠くものがあると認められる場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、その事務を適正に執行する見込みが十分であると認められること。</p> <p>二 前号に規定する場合以外の場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、共済事業に関する事務の執行に要する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を行う場合よりも共済事業の運営を効率的に行う見込みが十分であると認められること。</p>	<p>（新設）</p> <p>第二条の二 法第八十五条の二第一項の政令で定める特別の事由は、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>一 当該農業共済組合の事務の執行につき相当期間にわたり適正を欠くものがあると認められる場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、その事務を適正に執行する見込が十分であると認められること。</p> <p>二 前号に規定する場合以外の場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、共済事業に関する事務の執行に要する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を行う場合よりも共済事業の運営を効率的に行う見込が十分であると認められること。</p>